

改定後	改定前
第 35 条(当社従業員等に対する不適切な言動・行為の禁止) 1. BL 会員は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の a)から e)に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行わないことを確約します。 (略)	第 35 条(当社従業員等に対する不適切な言動・行為の禁止) 1. BL 会員は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の a)から e)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行わないことを確約します。 (略)